

平成19年9月
警察庁交通局

聴覚障害者標識に関する基本的な考え方のパブリックコメントの募集の結果について

警察庁では、平成19年8月10日から同年9月8日までの間、聴覚障害者標識に関する基本的な考え方に対する意見の募集を行いました。

頂いた御意見の要旨及びそれに対する警察庁の考え方を、下記のとおり取りまとめましたので、公表します。

記

1 意見の総数

30通

(内訳)

メール

19通

郵送

3通

FAX

8通

2 聴覚障害者標識に関する基本的な考え方に対するご意見の要旨とそれらに対する警察庁の考え方

(1) 聴覚障害者標識に関する基本的な考え方に対するご意見の要旨

ア 相手方にわかりやすいマークがよい

イ 夜間でも見えやすいものがよい

ウ 聴覚障害者が誇りを持てるものがよい

エ 難聴者とうろうあ者別に、マークを2つにすべきである

(2) 頂いたご意見の要旨に対する警察庁の考え方

ア、イ、ウについては、基本的な考え方として妥当なものであると考えます。

エについては、聴覚障害者標識が複数あると、聴覚障害者標識を表示している普通自動車に対する幅寄せ等の行為が禁止されるという法的効果がわかりにくくなることから、基本的な考え方としては採用が難しいと考えます。

(3) その他

マークの形、色についても、様々なご意見を頂きました。基本的な考え方に関わるものではないものの、参考として、聴覚障害者マークに関する懇談会に示させていただきました。

3 聴覚障害者標識に関する基本的な考え方

上記のパブリックコメントを参考に、平成19年9月13日、聴覚障害者マークに関する懇談会において、聴覚障害者標識に関する基本的な考え方について討議した結果、以下のとおり決定いたしました。

- 聴覚障害者が誇りが持てるものであること。
- 聴覚障害者を含むすべてのドライバーにとって親しみを感ずるものであること。
- 夜間や離れた場所からでも見やすいものであること。
- 既存の様々なマークと混同を生じないものであること。
- 外国人にも認知されるものであること。

ご意見ありがとうございました。